

## 第4回豊浦地域統合小学校検討委員会 次 第

平成 29 年 3 月 23 日(木)午後 7 時～  
豊浦支所 2 階 大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 豊浦地域統合小学校検討委員会会則の改正について (資料 1)

(2) 相談役の選出について

(3) 各小学校・保育園の保護者代表である委員数について

### 4 その他

・平成 28 年度の活動報告 (資料 2)

・今後のスケジュール (案) (資料 3)

## 会則の改正について（案）

豊浦地域統合小学校検討委員会会則を次のとおり改める。

### 1 提案理由及び改正内容

第4条（組織）で定める選出区分では、全ての委員が入れかわる可能性があるため、検討委員会での審議を、円滑かつ継続して進めていけるように、現行の会則第9条で定める相談役を、第5条（役員の種類）で定める役員に追加し、第7条（役員の選出）で相談役の選出方法を定める。

併せて第9条を削除し、第10条、第11条、第12条を繰り上げる。

### 2 改正文（案）

新旧対照表のとおり

【豊浦中学校区統合小学校検討委員会会則 新旧対照表】

現行	改正案
<p>(役員の種類)</p> <p>第5条 委員会に次の役員を置く</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(役員の選出)</p> <p>第7条 役員は、<u>委員の互選</u>により選出する。</p> <p>(相談役)</p> <p>第9条 <u>委員会に相談役を置くことができる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第10条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。</p> <p>(部会)</p> <p>第11条 委員会に部会を置くことができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。</p>	<p>(役員の種類)</p> <p>第5条 委員会に次の役員を置く</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) <u>相談役 若干名</u></p> <p>(役員の選出)</p> <p>第7条 役員は、<u>次の方法</u>により選出する。</p> <p>(1) <u>会長、副会長は委員の互選</u></p> <p>(2) <u>相談役は第4条(4)に定める者から選出する。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第9条 <u>削除</u></p> <p>(会議)</p> <p>第9条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。</p> <p>(部会)</p> <p>第10条 委員会に部会を置くことができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成29年3月 日から施行する。</p>

## 豊浦地域統合小学校検討委員会会則

(現行)

(名称)

第1条 本会は、豊浦地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、中浦小学校、天王小学校、荒橋小学校及び本田小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、豊浦地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 統合小学校の開校に関すること。
- (2) 統合小学校の教育環境整備に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 豊浦地区区長会役員
- (2) 統合対象校各校の保護者の代表
- (3) 豊浦保育園保護者の代表
- (4) その他委員会で必要と認める者

(役員の種類)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

(役員を選出)

第7条 役員は、委員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員（会長・副会長）の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2 補充により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第9条 委員会に相談役を置くことができる。

(会議)

第10条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

(部会)

第11条 委員会に部会を置くことができる。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成28年9月28日から施行する。

2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。

## 豊浦地域統合小学校検討委員会会則

(改正後)

(名称)

第1条 本会は、豊浦地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、中浦小学校、天王小学校、荒橋小学校及び本田小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、豊浦地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 統合小学校の開校に関すること。
- (2) 統合小学校の教育環境整備に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 豊浦地区区長会役員
- (2) 統合対象校各校の保護者の代表
- (3) 豊浦保育園保護者の代表
- (4) その他委員会で必要と認める者

(役員の種類)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 相談役 若干名

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

(役員を選出)

第7条 役員は、つぎの方法により選出する。

- (1) 会長、副会長は委員の互選
- (2) 相談役は第4条第1項第4号の者とする。

(役員任期)

第8条 役員(会長・副会長)の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

(部会)

第10条 委員会に部会を置くことができる。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成28年9月28日から施行する。

2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。

3 この会則は、平成29年3月 日 から施行する。